平成２７年（フ）第３９２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７　レジデンス内橋　201号、前住所福岡市東区舞松原３丁目18番25号
破産者　ＪＩＮ　ＺＨＥＮＧＡＩ　金　　正愛
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４４号
福岡市西区西都２丁目15番８―301号、前住所福岡市西区横浜３丁目33番13―201号
破産者　横山　　潤
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００４号
福岡県朝倉郡筑前町朝日973番地１（１―203）
破産者　永留　敬子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０４２号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番25―402号
破産者　大崩　哲二
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
破産者　馬場　健一
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
破産者　馬場　房子
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０３０号
札幌市清田区北野１条２丁目11番25号　サービス付高齢者向住宅　北野の郷205号
破産者　村井　　馨
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
北海道苫小牧市高砂町２丁目３番19号　プリリアント高砂２階右
破産者　荒谷　直樹
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２０８号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番７―103号、旧住所埼玉県吉川市木売２丁目９番地３
破産者　立岡　　寛
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
埼玉県八潮市八潮１丁目31番地１
破産者　内田　邦幸
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
静岡県田方郡函南町平井1285番地の25　高山誠方、前住所静岡県沼津市下香貫汐入2167番地の１　カレラ２階206号室
破産者　中野　真也
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
静岡県田方郡函南町仁田756番地の６
破産者　濱本　憲司
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
静岡県田方郡函南町仁田756番地の６
破産者　濱本　和美
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
静岡県伊豆の国市原木1189番地の12　セピアム21　301号室、住民票上の住所静岡県田方郡函南町上沢951番地の87
破産者　佐藤きくい
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
愛媛県宇和島市三間町戸雁1026番地
破産者　白岩　　敬
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４１２号
福岡市博多区中洲中島町３番15―1606号
破産者　駕野　辰実
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９９号
福岡市西区姪の浜４丁目４番15―405号
破産者　荒川　隆司
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１６号
福岡市西区野方６丁目29番35―201号
破産者　吉川　賢治
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９４号
福岡市西区姪の浜２丁目３番11―1003号
破産者　松本　浩之
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部